

歯科材料 9 歯科用研削材料  
 一般医療機器 歯科用ダイヤモンドバー JMDN 16670000  
**フィス ダイヤポイント ハイブリッド**

**\*【形状・構造及び原理等】**

1. 形状 (代表モデル)  
 FG (軸径: 1.6mm)



2. 材質

作業部: ダイヤモンド  
 軸部: ステンレススチール

3. 原理

歯科用ハンドピース等に装着して回転させ、作業部に砥着された微細なダイヤモンドで研削する。

**\*\*【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】**

製造販売業者: 株式会社エスエスデンタル工業所  
 電話番号: 052-331-2438  
 製造業者: Finzler, Schrock & Kimmel GmbH  
 国名: ドイツ

**\*【使用目的又は効果】**

歯牙、骨等の硬組織を研削するために用いる。金属、プラスチック、陶材、及び同様の材料の研削に用いることもできる。

**\*【使用方法等】**

- ①使用目的にあった適切な形状、サイズのものを選び、破損等の異常が無いことを確認する。
- ②歯科用ハンドピース等に装着する。
- ③適切な速度で回転させ、ソフトタッチで研削する。タービン使用時は注水し十分に冷却する。(50mL/分)

**[最高回転数]**

サイズ	回転数 r p m
008-015	300,000
015-020	200,000
020-040	100,000

**\*【使用上の注意】**

- ・高速回転下で使用されるため、切削中に破折して、人体を傷つける恐れがある。
- ・表示されている最高回転数以下で使用すること。
- ・強く押しつけるような過度の加圧使用はしないこと。
- ・押し込んだり、テコのような使用はしないこと。
- ・バーの装着は底部まで確実に挿入すること。(装着に関する操作及び注意事項はハンドピースメーカーの取扱説明書又は添付文書で確認し、その指示に従うこと。)
- ・使用前に予め回転させ、正常であることを確認すること。
- ・曲がっている、狂っている又は損傷している、型崩れしているものは使用しないこと。
- ・使用する機器は完全に清掃・整備されていること。

**\*【保管方法及び有効期間等】**

- ・直射日光のあたる場所、高温になる場所で保管しないこと。
- ・乾燥した場所で保管すること。

**\*【保守・点検に係る事項】**

本品は未滅菌品であるので口腔内の使用に際しては、使用前に必ず滅菌すること。滅菌方法及び使用後の処理については次に従うこと。

- ①オートクレーブ滅菌器を用い、通法により滅菌する。
- ②再使用する場合は、付着した血液、体液、組織及び薬品等を超音波洗浄又は水洗いして除去した後滅菌し、乾燥させて保存する。